

市立小諸図書館運営一部業務委託に係る公募型プロポーザルにおける審査要領

1. 目的

この審査要領は、市立小諸図書館運営一部業務委託の受託者を選定するために、必要な項目を定めるものである。

2. 選定方法と配分

下記について、提案の参加要件を満たしている者が判定を行ったのち、提案・価格の各評価について、総合的に審査を行う。

審査項目	配点
参加申込書等の提出書類審査	なし
提案書による審査（提案評価）	5700点（950点×6名）
見積書による審査（価格評価）	300点
合計	6000点

3. プロポーザル審査委員会

審査委員（計6名）

事務局 市立小諸図書館

4. 審査方法

選定については次のとおり審査を行い決定する。

(1) 提案書による審査（提案評価）

①見積書の開札に先立って実施する。

②各審査員はプレゼンテーション（45分以内）及び質疑応答（20分以内）に対して、「表1 提案書による評価における審査内容及び基準」に基づいて次の評価を行う。

<審査項目について>

非常に良い・良い・普通・少し悪い・悪い

③評価に基づき、次の割合を各評価項目の配点に乗じた点数を得点とする。

<評価に応じた配点に乗じる割合>

非常に良い：100%・良い：80%・普通：60%・少し悪い：40%・悪い：20%

④各審査員の得点の合計を提案書による審査の点数とする。

提案書による審査の点数＝各審査員の得点の合計

※企画提案書には、提案者が特定できないよう、あらかじめ小諸市で指定した名称を使用することとする。

(2) 見積りによる評価

①提案書による審査の終了後に開札する。

②見積額の1年あたりの金額に対して、次の評価を行う。

価格評価の点数＝配点×（3,700万円－見積額の年額）/1,000万円

※小数点以下が生じる場合は、第1位を四捨五入して算出

※見積り価格が2700万円以下の場合は配点の満点とする。

5. 受託候補者の決定

(1) 評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を優秀提案者として決定する。なお、評価点と同点の場合は、提案評価の点数の高い者を優先する。

(2) 評価点が高最も高い者であっても、満点の5割に満たない場合は最優秀提案者として決定しない。

表1 提案書による評価における審査内容及び基準

評価項目	評価事項	項目計
組織について	組織の概要や実績について	110
	業務執行体制について	
	従業者の雇用計画	
業務実施方針	図書館運営の方針について	340
	図書館の基本的な運営について	
	郷土、医療健康関係、児童サービスについて	
	利用者へのサービスについて	
	図書館利用者の拡大について	
	その他図書館運営やサービスの提案について	
連携・協働について	小諸市との連携・協働について	250
	小諸市民やボランティアとの連携・協働について	
	他の施設や団体との連携・協働について	
	小諸市内の小中学校や高校等との連携・協働について	
その他	業務の取り組み意欲について	250
	組織のコミュニケーションについて	
	小諸市への貢献について	
	災害・緊急時の対応について	
	図書館ボランティア等の育成について	
合計		950